

「民生委員の声カード」の使い方

◆目的

本民生委員の声カードは、『単位民児協を支える人々のためのハンドブックー民生委員児童委員協議会をより活動しやすくするためにー』（沖縄県、令和2年3月）に記載されている「課題解決の取組主体を探る、民生委員の声から考えるカードワーク」（P14～P15）を実施する際に使用することを目的として作成されています。

※「民生委員の声カード」は、平成29年度沖縄県民生委員活動活性化事業で行われた県内民生委員アンケート調査で寄せられた声をもとに作成されたものです。

※「民生委員の声カード」データは以下のサイトからダウンロードしてください。

沖縄県民生委員活動活性化事業／沖縄県

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi/chiiki/minkatu.html>



◆活用の際の留意点

- ・ 「民生委員の声カード」を活用し、民生委員活動のなかで抱えている悩みや地域課題を整理、共有し、民生委員として今後取組む内容について検討しましょう。
- ・ カードワークのねらいは、①沖縄の民生委員の悩みや生の声を共有すること、②民生委員や単位民児協が主体となって課題解決に取組む内容について検討することの2つです。
- ・ カードを使って検討するには60分程度の時間が必要です。
- ・ 民生委員の経験年数や立場によって、抱えている悩みは異なります。お互いの話を傾聴し、一人ひとりの意見を丁寧に受け止め、否定をしないなど、安心な場づくりに配慮しましょう。

◆カードワークの手順

手順1 カードワークの準備をしよう

- ・ 「民生委員の声カード」を活用したカードワークを行う場（定例会や部会等）を決めます。
- ・ 次ページの点線に沿って切り取り、30枚の民生委員の声カードを作成します。

手順2 「民生委員の声カード」を使った実践

- ・ 定例会等で、5～6名のグループに分かれ、各グループにカード、模造紙、水性マジックを配布します。
- ・ 模造紙に課題を分類できるように作表します。
- ・ カードを読み上げ、課題を共有し、その要因を考えながら、「課題が生まれているエリア」と「解決に向けて取組む主体」を検討し、カードを模造紙に配置します。
- ・ 各課題について、今後、各民生委員、単位民児協でできる対応・対策や他機関への働きかけについて意見交換します。
- ・ 各グループで話し合った内容を発表し、全体で共有します。

解決に向けて 取組む主体	課題が生まれている エリア	単位民児協域	市町村域 (複数民児協の場合)	沖縄県域
民生委員・児童委員(個々)		■ ■ ■	■ ■ ■	
民生委員児童委員協議会(事務局を含む)		■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
事務局(事務局受託団体)		■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
自治体・学校・教育委員会・福祉事業所等(関係機関)		■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
福祉行政(県・市町村の民児協担当)		■ ■ ■		

手順3 発表された意見を生かそう

- ・ 次の役員会や定例会で、各グループで出された「民生委員、単位民児協でできる対応・対策や感想」について共有し、今後の活動にどのように生かすことができるか、検討しましょう。
- ・ すぐ取組めること、重要なことなど、取組む優先順位をつけると、取組やすくなります。



<p>1. 福祉施策が目まぐるしく変化し、行政・社協・民生委員の共通した認識を持ってないまま施策や事業が展開されている。</p>	<p>2. 民生委員はある程度の相談援助機能が必要とされ、スキルアップが必要。しかし研修機会が少ない。</p>
<p>3. 民生委員制度や担当民生委員の存在が知られておらず、民生委員活動を理解してもらう工夫が求められている。</p>	<p>4. 日々の活動に消極的な民生委員が多く、それを目にした新任民生委員のモチベーションが低下している。</p>
<p>5. 定例会は事務局からの連絡事項でおわってしまい、議論や協議がない。情報交換の域を越えられない。課題解決力が低い。</p>	<p>6. 住民の置かれている状態や生活課題に、どこまで介入したらいいのかわからない。</p>
<p>7. 児童委員の役割が教育委員会、学校、教員、スクールソーシャルワーカー、親に認知されておらず、情報提供や連携がない。</p>	<p>8. 各種支援機関がそれぞれの様な支援をするのかわからず、情報提供やサービスへつなぐことができない。</p>
<p>9. 自治会未加入者の生活状況を把握することが困難。広報や情報を届ける方法もなく、民生委員活動や支援活動が知られていない。</p>	<p>10. 異性の住民に対する訪問活動に抵抗がある民生委員が多い。また、住民側も異性の民生委員に訪問されることに抵抗を感じている様子がうかがえる。</p>



<p>11. 個人情報保護に対する過剰反応が生じ、行政や各種支援機関から情報共有が行われない。</p>	<p>12. コミュニティソーシャルワーカーや生活支援相談員、スクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携がはかれていない。</p>
<p>13. 民生委員は大変な役割だという認識が根強く、次の担い手がない。</p>	<p>14. 自治会や各種支援機関と情報共有をしたいが、守秘義務をどこまで守ったらよいか不安がある。</p>
<p>15. 民生委員協議会（定例会）や委員同士の情報交換の場であっても、お互いの情報を共有しにくい気配やバリアを感じる。</p>	<p>16. 行政や各種支援機関からは、簡単にいろいろな依頼がくる。民生委員に頼り過ぎているのではないだろうか疑問である。</p>
<p>17. 8050 問題(親の年金で暮らす世帯)やダブルケア(介護と育児が必要な世帯)、不登校児童など、多問題世帯が増加してきた。</p>	<p>18. 民生委員活動に対する相談を持ちかける各種支援機関や相談機関、相談相手がない。</p>
<p>19. 校長が異動になるとそれまで実施してきた学校との関わりが変化する。</p>	<p>20. 通報や連絡、意見具申のはたらきをしても、その後の対応結果などの連絡がなく、民生委員活動が役に立っているのか不安になる。</p>



<p>21. いつまでも欠員が補充されない地区があり、2～3人分の地区を担当しなければならず負担である。</p>	<p>22. 証明事務で訪問をした際に、どこまで踏み込んだ質問をしていいのかわからない。プライバシーを侵害していないか不安になる。</p>
<p>23. 民生委員に対する自治会長の認識や理解が薄く、民生委員の推薦を行ってくれない。</p>	<p>24. 担当している地区にマンションや宅地が造成され、急激に人口(世帯)が増え、活動が大変になった。</p>
<p>25. 行政では避難行動要支援者名簿の整備など、災害時要配慮者支援が行われているが、民生委員との連携がない。</p>	<p>26. 主任児童委員とその他の児童委員の情報交換がなく、児童に対する支援を行っていく。</p>
<p>27. 担当している地区の実情(児童数、高齢者数、障がい者数など)がわからない。</p>	<p>28. 事務局が他の業務を兼務しており、多忙で運営体制の改善や諸活動の強化につながらない。またそうしたことを相談しにくい。</p>
<p>29. 自治体内に複数の民生委員協議会(民児協)があるが、それぞれの民事協どうしの連携が少なく、同じ自治体としての統一感がない。</p>	<p>30. 地域活動をとおり、児童との接点はもてるが、親世代・保護者とのつながりが少ない。</p>